

## 倉敷市コミュニティづくり推進事業補助金交付要綱

平成2年3月31日

告示第137号

### (趣旨)

第1条 住民が自由に参加し、温かい触れ合いの中で自らの手で住みよい地域をつくって行くためのコミュニティづくりを推進するため、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) おおむね小学校区を単位にコミュニティ活動及びコミュニティ意識の高揚を目的として組織された住民自治組織(以下「コミュニティ協議会」という。)
- (2) コミュニティ協議会を単位として組織された地区単位の連合組織(以下「連合組織」という。)
- (3) 連合組織を単位として組織された倉敷市連合コミュニティ協議会

### (補助の種類等)

第3条 補助の種類は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティ協議会設立補助
- (2) コミュニティ協議会活動補助
- (3) 市内コミュニティ間交流事業補助(本庁又は支所の管轄を越えるコミュニティ協議会間の交流事業に対する補助をいう。以下同じ。)
- (4) 県内又は県外のコミュニティ間交流事業補助(県内(市内を除く。))又は県外のコミュニティ協議会と市内のコミュニティ協議会との交流事業に対する補助をいう。以下同じ。)
- (5) 地区コミュニティ協議会連合会運営補助
- (6) 倉敷市連合コミュニティ協議会運営補助

2 補助金の額等は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) 規約

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は，前条の申請書の提出があったときは，これを審査し，補助金の交付の適否を決定し，所定の交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は，事業が終了したときは，所定の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて当該事業年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) 事業実施に伴う経費に係る領収書の写し等

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(帳簿の保存)

第7条 補助事業者は，補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成2年4月1日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町の編入の日から平成21年3月31日までの間，船穂町及び真備町の区域内におけるコミュニティ協議会に対するコミュニティ活動補助の補助率及び補助限度額は，第3条の規定にかかわらず，予算の範囲内において市長が適当と認める額とする。

附 則(平成4年3月24日告示第108号)

この要綱は，平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日告示第63号)

(施行期日)

1 この要綱は，平成10年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 倉敷市コミュニティ交流縁組事業補助金交付要綱(平成元年倉敷市告示第249号)は，廃止する。

附 則(平成17年7月28日告示第493号)

この要綱は，平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日告示第123号)

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日告示第161号)

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	補助額	備考
コミュニティ協議会設立補助	10万円以内	設立の年度に限る。
コミュニティ協議会活動補助	世帯割区分と課題解決区分の補助額を合算した額 (世帯割区分) 世帯割は，年間活動対象経費の50パーセント以内。ただし，次の区分に応じて定められたそれぞれの額を限度とする。  (1) 1,000世帯以下の場合 10万円  (2) 1,000世帯を超え1,500世帯以下の場合 15万円  (3) 1,500世帯を超え2,000世帯以下の場合 20万円  (4) 2,000世帯を超え2,500世帯以下の場合 25万円  (5) 2,500世帯を超え3,000世帯以下の場合 30万円  (6) 3,000世帯を超え3,500世帯以下の場合 35万円  (7) 3,500世帯を超え4,000世帯以下の場合	同一事業に対して地方公共団体から補助を受ける場合は，その額を差し引くことができる。

	<p>40万円</p> <p>(8) 4,000世帯を超え4,500世帯以下の場合 45万円</p> <p>(9) 4,500世帯を超え5,000世帯以下の場合 50万円</p> <p>(10) 5,000世帯を超え5,500世帯以下の場合 55万円</p> <p>(11) 5,500世帯を超え6,000世帯以下の場合 60万円</p> <p>(12) 6,000世帯を超える場合 65万円</p> <p>(課題解決区分) 地域の課題解決に係る年間活動対象経費の50パーセント以内。ただし60万円を限度とする。</p>	
市内コミュニティ間交流事業補助	年間活動対象経費の50パーセント以内。ただし、10万円を限度とする。	同一の相手方との交流事業につき3年間を限度とする。
県内又は県外のコミュニティ間交流事業補助	年間活動対象経費の50パーセント以内。ただし、20万円を限度とする。	同一の相手方との交流事業につき3年間を限度とする。
地区コミュニティ協議会連合会運営補助	<p>運営活動費(地区内の小学校の学区数に4万円を乗じて得た額)</p> <p>研修活動費(地区内の小学校の学区数に2万円を乗じて得た額)</p>	コミュニティ協議会の未組織学区を除く。
倉敷市連合コミュニティ協議会運営補助	<p>運営活動費(市内の小学校の学区数に2万円を乗じて得た額)</p> <p>研修活動費(市内の小学校の学区数に1万円を乗じて得た額)</p>	コミュニティ協議会の未組織学区を除く。